す施工実績を有すること。(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。)。なお、当該実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、工事成績評定点が入札説明書に示す点数未満のものを除く（詳細は入札説明書参照。)。

(ｱ)　場所打杭工においてリバースサーキュレーション工法で杭の最大杭長が35m以上の施工実績を有すること。

(ｲ)　鋼管矢板基礎工で杭の最大杭長が35m以上の施工実績を有すること。

(ｳ)　当該施工実績が適切なものであること。

適切なものとは、過失による粗雑工事に起因した指名停止、契約違反に起因した指名停止を受けていないなど、不正又は不誠実な行為がなされたものでないこと。

なお、(ｱ)、(ｲ)は同一のコンクリート橋梁下部工工事での施工実績でなくてもよい。

③　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を構成員のうち何れか１社が当該工事に専任で配置できること。ただし、本工事において、現場施工に着手するまでの期間及び工事完成後、検査が終了し事務手続、後片付け等のみが残っている期間については、必ずしも主任技術者又は監理技術者の専任は要しない。

(ｱ)　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

(ｲ)　特定建設工事共同企業体の代表者にあっては、本工事に配置する技術者は、平成９年４月１日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した、コンクリート橋梁下部工工事で、次の(a)から(c)の要件を全て満たす施工経験を有すること（共同企業体の構成員としての実績は出資比率が20%以上のものに限る。)なお、当該施工経験が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る経験である場合にあっては、工事成績評定点が入札説明書に示す点数未満のものを除く（詳細は入札説明書参照。)。

(a)　場所打杭工でリバースサーキュレーション工法の工事経験を有すること。

(b)　鋼管矢板基礎工の工事経験を有すること。

(c)　当該施工実績が適切なものであること。

なお、(a)、(b)は同一のコンクリート橋梁下部工工事での施工経験でなくてもよい。

④　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

(3)　出資比率要件　特定建設工事共同企業体の全ての構成員が30%以上の出資比率であるものとする。

(4)　代表者要件　特定建設工事共同企業体の代表者は、構成員の中で最大の施工能力を有する者であって、その出資比率が構成員中最大であるものとする。

(5)　特定建設工事共同企業体の協定　特定建設工事共同企業体の協定書は、「建設工事共同企業体の事務取扱いについて」(昭和53年11月１日付け建設省計振発第69号）の別添「建設工事共同企業体の事務取扱いについて（回答)」（昭和53年11月１日付け建設省茨計振第771号）の別紙に示された「特定建設工事共同企業体協定書㈱」によるものとする。「特定建設工事共同企業体協定書㈱」の様式は上記５(1)へアクセスして入手するものとする。

7　一般競争参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体の取扱い

上記６(1)①の認定(同６(1)①の再認定を含む。以下同じ。)を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体も同４及び同５により申請をすることができる。この場合において、特定建設工事共同企業体としての資格が認定されるためには、同６(1)①の認定を受けていない構成員が同６(1)①の認定を受けることが必要である。また、この場合において、当該工事に係る開札の時までに特定建設工事共同企業体としての資格の審査が終了せず、競争に参加できないことがある。なお、この場合において同６(1)①の認定を受けていない構成員が当該工事に係る開札の時までに同６(1)①の認定又は同６(1)①の一般競争参加資格がないとの認定（同６(1)①の東北地方整備局長が別に定める手続における一般競争参加資格がないとの認定を含む。)を受けていないときは、特定建設工事共同企業体としての資格がないと認定する。

8　資格審査結果の通知

「一般競争参加資格認定通知書」により通知する。

9　資格の有効期間

特定建設工事共同企業体としての資格の認定の日から当該工事の完成する日までとする。ただし、当該工事に係る契約の相手方以外の者にあっては、当該工事に係る契約が締結される日までとする。

10　その他

(1)　特定建設工事共同企業体の名称は、「国道45号矢本石巻道路下部工工事○○・○○特定建設工事共同企業体」とする。

(2)　当該工事に係る競争に参加するためには、開札の時において、特定建設工事共同企業体としての資格の認定を受け、かつ、当該工事の「入札公告（建設工事)」に示すところにより競争参加資格の確認を受けていなければならない。

招　　請

資料提供招請に関する公表

次のとおり物品の導入を予定していますので、当該導入に関して資料等の提供を招請します。

平成 24 年７月 23 日

独立行政法人国立病院機構
姫路医療センター院長　大歳　雅洋

◎調達機関番号　597　◎所在地番号　28

○第 09307 号（№09307）

1　調達内容

(1)　品目分類番号　22、31

(2)　導入計画物品及び数量　一般撮影システム　４式

(3)　調達方法　購入等

(4)　導入予定時期　平成24年度第４・四半期

(5)　調達に必要とされる基本的な要求要件

①　一般撮影システム

②　上記①に付随する工事及び接続

2　資料及びコメントの提供方法　上記１(2)の物品に関する一般的な参考資料及び同(5)の要求要件等に関するコメント並びに提供可能なライブラリーに関する資料等の提供を招請する。

(1)　資料等の提供期限　平成24年９月７日17時00分（郵送の場合は必着のこと。)

(2)　提出先　〒670―8520 兵庫県姫路市本町68　独立行政法人国立病院機構姫路医療センター企画課長　藤田　公之　電話079―225―3211　内線225

3　説明書の交付　本公表に基づき応募する供給者に対して導入説明書を交付する。

(1)　交付期間　平成24年７月23日から平成24年９月７日まで。

(2)　交付場所　上記２(2)に同じ。

4　その他　この導入計画の詳細は導入説明書による。なお、本公表内容は予定であり、変更することがあり得る。

5　Summary

(1)　Classification of the products to be procured : 22, 31

(2)　Nature and quantity of the products to be purchased : General Radiographic System 4 sets

(3)　Type of the procurement : Purchase

(4)　Basic requirements of the procurement :

①　General Radiographic System

②　Constraction and connection related to above

(5)　Time-limit for the submission of the requested material : 5 : 00 P.M September 7, 2012

(6)　Contact point for the notice : Kimiyuki Fujita, Director, Accounting Division, National Hospital Organization Himeji Medical Center 68 Honmachi Himeji-shi, Hyougo-ken 670―8520, Japan. TEL 079―225―3211 ext. 225

資料提供招請に関する公表

次のとおり物品の導入を予定していますので、当該導入に関して資料等の提供を招請します。

平成 24 年７月 23 日

国立大学法人浜松医科大学
理事　瀧川　雅浩

◎調達機関番号　415　◎所在地番号　22

○第１号

1　調達内容

(1)　品目分類番号　26

(2)　導入計画物品及び数量　薬剤業務支援システム　一式

(3)　調達方法　借入